

令和4年度 職員の給与の男女の差異の情報公表

特定事業主名： 長沼町

1. 全職員に係る情報

職員区分	男女の給与の差異	
	(男性の給与に対する女性の給与の割合)	
任期の定めのない常勤職員	89.6	%
任期の定めのない常勤職員以外の職員	77.0	%
全職員	78.9	%

2. 「任期の定めのない常勤職員」に係る役職段階別及び勤続年数別の情報

* 地方公共団体における「任期の定めのない常勤職員」の給料については、各地方公共団体の条例で定める給料表に基づき決定されており、同一の級・号給であれば、同一の額となっている。

(1) 役職段階別

役職段階	男女の給与の差異	
	(男性の給与に対する女性の給与の割合)	
本庁部局長・次長相当職	-	%
本庁課長相当職	-	%
本庁課長補佐相当職	98.0	%
本庁係長相当職	100.5	%

(2) 勤続年数別

勤続年数	男女の給与の差異	
	(男性の給与に対する女性の給与の割合)	
36年以上	85.3	%
31～35年	85.8	%
26～30年	89.1	%
21～25年	86.2	%
16～20年	94.1	%
11～15年	95.6	%
6～10年	98.0	%
1～5年	91.2	%

【説明欄】

①短時間勤務の職員（育児短時間勤務職員、パートタイム会計年度任用職員等）については、その者の週の勤務時間を常勤の週の勤務時間で除した数（週の勤務時間÷38時間45分）を職員数として算出している。

②パートタイム会計年度任用職員のうち、週の勤務時間が15時間30分未満の職員については、雇用形態が多様であり、常勤職員と単純に比較できないため除外している。

- * 勤続年数は、採用年度を勤続年数1年目とし、情報公表の対象となる年度までの年度単位で算出している。
- * 特定事業主行動計画を連名で策定した任命権者（町長、議会議長、教育委員会、農業委員会、代表監査委員、公平委員会、選挙管理委員会）においては、一体的な人事管理のため、合算した数値を掲載している。